

令和5年4月1日

令和5年度 学校経営方針

墨田区立八広小学校
校長 勝田 光徳

1 学校の教育目標

人間尊重の精神を基調として、国際社会において豊かな文化・社会を創造する、心身ともに健全で、人間性豊かな児童の育成を目指す。

《本校の教育目標》「やさしい心 ひろがる学び のびのび育つ やひろの子」

○やさしい心 …自他の生命を尊重し、お互いに認め助け合う態度を育てる

○ひろがる学び…すすんで課題に取り組み、的確に判断し、創造的に解決する能力の基礎を育てる

○のびのび育つ…心と体を健やかに育み、社会に貢献しようとする心情と態度を育てる

2 学校経営の目標と方向性

日本国憲法、教育基本法に則り全体の奉仕者としての自覚に立ち、人間の生命と心を大切に育む教育の推進に尽力する。「結果はともかく努力すること自体に価値がある」という価値観を身に付けさせ、将来、社会に貢献できる子供を育てる。

学校は子供のためにある。したがって、「子供のためになるか」「子供にとって具体的な成果は何か」これらを評価尺度にして、【人権教育】と【学力向上（授業改善）】を学校経営の重点におき、誠実に、具体的に、意欲的に、実践的に、着実な学校経営を進める。

(1) 子供が学校に行くことが楽しいと感じ、生きがいのある学校にする

①人権尊重と生命尊重について正しく認識し、全ての子供がその子らしく人間として尊重されるよう努める。

そのために、教職員は一人一人の子供をかけがえのない存在として尊重し、お互いを認め合える関係や偏見や差別のない人間関係の構築を目指す。【人権教育】

②確かな学力の定着と向上に向けて、読み、書き、計算等の基礎・基本の定着とともに、思考力・判断力・表現力等と学習意欲の向上を図り、全ての子供が「わかった」「できた」と思える授業づくりに努める。【学力向上】

(2) 教職員が子供の良さや頑張りを認め、協働して活動する学校にする

①学習や生活の中で、子供たちの良さや頑張りを常に認めるようにする。

- ・子供ができるようになろうと頑張っていることを認め、できたことを褒める。
- ・子供が良い方向に自分を変えようとしている態度を応援する。

②教職員が学び合い、専門性や持ち味を生かしながら成果を出していく学校とする。そのため、主幹・主任等の教員が中心となり各組織がこれまで以上に機能するよう努める。学校行事、授業研究においては主に学年を単位として取り組み、知恵の出し合い、アイデアの提案、指導技術の交流など、教職員相互が努力する。

(3) 保護者に開いた、親しみのある学校にする

- ①学校・学年だより等の各種のおたより、ホームページの更新、校内掲示等充実させる。
- ②保護者会等では、学校や学年の方針や教育活動について丁寧に説明する。また、PTA活動や保護者ボランティアなどは、活動について理解を得た上で地域と協力して行う。
- ③学校行事や教育活動において学校評価や保護者アンケート等を実施し、その結果を真摯に受け止め、改善に努める。また、保護者からの意見や要望、苦情には誠実に対応する。

(4) 地域に根ざした学校にする

- ①「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、保護者・地域と協働・連携し教育活動の充実に努める。学校行事や学校公開等、授業や教育活動を積極的に公開し、学校評価や保護者アンケートを実施し、意見や要望を聞き改善を図る。
- ②国型コミュニティスクール（学校運営協議会）では、区のモデル校として、分掌等の役割に応じて全教職員が参画意識をもって進める。評議委員の意見や学校関係者評価等を踏まえて教育活動の改善・充実に努め、カリキュラムマネジメントを生かした教育課程を編成し、学校運営に努める。
 - ◇地域で学ぶ「地域は教室」・・・校外学習の展開・充実・開発
 - ◇地域を学ぶ「地域は教材」・・・郷土素材の教材化、地域教育関連施設の活用
 - ◇地域の人から学ぶ「地域は先生」・・・地域の方の講師招聘、学校外授業協力者
 - ◇地域とともに学ぶ「地域は学校」・・・子供会、地域活動・行事の参加奨励と協力、地域ボランティア活動や地域防災活動等における町会等と協力

3 学校経営の目標達成のための具体的な方策

○学校経営

(1) 人権尊重教育を進め、自他の生命を尊重し、お互いに認め助け合う態度を育てる

人権教育では、我々教職員が子供たちに「人権感覚を養い、人権意識を高める指導」を行っていくことが大切である。

子供たちが不合理な社会的事象である人権課題に触れたときに、「おかしい」「変だ」という不合理を感じ、それを「許せない」「解決しなければならない」という人権意識を高めていくことが、我々教職員としての役割であり、使命であることを自覚し、人権教育を推進する。

- ①各教科等において学習指導要領の各教科等のねらいを達成することが、人権教育につながるという視点を持ち、子供の個性・能力を引き出し、よさや可能性を發揮できるよう授業改善を進める。その中で、他者を広く受け入れたり他者から受け入れられたりする経験を通して、児童の自尊感情や人権尊重の資質・能力を高め、豊かな人間関係を構築させる。
- ②校内研究では、研究テーマ「人権尊重の視点に立った仲間づくり」を土台にしつつ、日常的に授業改善を図る。今年度は、生活・総合的な学習の時間を中心として研究を進める。
・人権尊重教育の3つの柱となる「皮革産業及び皮革関連産業」「外国人」「障害者」の取組を、6年間を通して系統的に実践することで、研究主題に迫れるよう全教職員で取り組む。

(2)教育目標が子供の姿(成果)として見えるように努める

教育目標が一人一人の子供の日常生活の姿に現れるように指導する。そのために、子供の具体的な姿として「気持ちのよい挨拶や返事をする事」「友達と仲良くすること」「勉強や行動に自分なりに頑張ること」ができるよう指導する。また、客観的な指標として、各調査やアンケート等をもとに児童理解に努め、指導の改善を図る。

- ①学力については、墨田区学力調査(前期)、校内学力調査(後期)をもとに、児童の学習状況を把握し、課題を分析し、授業改善を行う。
- ②教育活動については各行事で保護者アンケートを行うとともに、年度末の学校評価を児童・保護者・教職員で3者同一の項目で実施する。特に、評価の低い項目や評価結果に3者の差が見られる項目については、次年度の教育活動等に反映し、改善を図る。
- ③学校生活アンケート、i-check(年2回)、体罰アンケート等の結果をもとに、児童の実態を把握し、指導の改善を図る。

(3)子供が楽しく、落ち着いて生活できるように努める

① きれいで、さわやかな環境を整えること

- ・教室は身近で最も大切な環境であり、教職員の教育的センスを生かし、創意・新鮮・変化に富んだ教室環境を子供とともにつくる。(環境による教育効果)
- ・机の上がきれい(落書きがない)、教室や廊下にゴミが落ちていない、棚やロッカーが整理されているなど常識的な範囲内での環境を整える。
- ・人権教育プログラムを活用し、人権侵害や吟味不足の情報発信に十分留意する。校内放送、掲示物の内容・方法を工夫し、言語環境を整える。

② 子供たちを可愛がり、心が通い合う温もりのある学級(集団)をつくること

- ・学級は子供にとって心と体の居場所であり、自分を最も赤裸々に表出できる場所である。それだけに、いじめや無法感がまかり通る学級であってはならない。「だめなものはだめ」と確固たる強い指導をすること。(子供に迎合して、誤った判断・指導をしない。)
- ・体罰、不適切な行為(不適切な指導、暴言等、行き過ぎた指導)は絶対あってはならない。自己申告書に体罰防止について記載し、教職員の意識を高める。

③ 一人一人を育てる積極的な学年・学級経営、専科経営、保健室経営を進めること

- ・安定した授業、安定した生活指導
- ・子供を認める、子供への共感
- ・努力したこと、工夫したこと、役立ったことの正当な評価
- ・めあての達成に向かっている姿勢を肯定的に評価

○学習指導

(1)確かな学力を定着と向上に向けた取組を進めるとともに、体力向上を図る

- ①「読み、書き、計算」など、いわゆる「見える学力」については、学力調査等で習得状況を把握・分析し、結果や課題、具体的な手立てを公表する(学力調査結果の公表)。
- ・学力調査等の結果をもとに「学力向上を図るための全体計画」及び「学力向上プラン」を

作成する。具体的な達成目標と取組内容を示し、達成に向けて学力向上委員会を中心に学年を基盤として全教職員で計画的・組織的・戦略的に取り組む。

【令和5年度 墨田区学習状況調査における目標】(令和4年度学力向上全体計画より)

- ・すべての学年で国語科・社会科・算数科・理科・英語科の観点別の平均正答率を全国平均以上にする。
- ・全国平均以上の観点については、各教科の観点別の平均正答率を、全国平均+5とする。

- ・授業や「さわやかタイム（朝学習）」で基礎・基本をきちんと教え、学習したことをアウトプットする機会を設け、習熟を図る。つまずきに対しては個別指導をし、確実に定着させるよう努力する。
 - ・少人数指導や習熟度別学習など指導形態を工夫したり、放課後や長期休業中等の補習など学習機会の確保し、効果的に実施したりしながら、個人差に応じた指導に努める。
 - ・年間を通して家庭学習の習慣化を図る。「家庭学習チャレンジ週間」（年3回）を設定し、家庭と連携して児童に家庭学習の習慣を身に付けさせるようにする（意図を明確にした宿題。授業が計画通りに終わらない内容を宿題としてすり替えない）。
- ②体力テストの結果を踏まえ、体力・運動能力等の課題を把握し、「体力向上プラン」を策定する。体育の授業や行事を中心に体力向上の取組を教職員で共通理解を図り、継続的に行う。

(2) 子供たち一人一人が生き生きと学習できるよう授業改善に努める

①各教科・領域等のねらいに即した授業を行い、問題解決型の学習を充実させること

- ・子供一人一人が好奇心や意欲をもち、課題を自ら見付け主体的に解決でき学ぶ楽しさや満足感を味わうことのできる授業を行う。
- ・授業（ねらい、教材、活動、指導方法、指導形態、評価と指導）を充実させ、45分の授業を大切にする。（「授業観察の視点(授業観察シート)」に基づいた授業観察の実施）
- ・生活指導を安定させ、学習指導を充実させる。

②タブレット端末等ICTを活用した授業を進めること

- ・一人1台のタブレット端末やICT機器を有効に活用し、子供が「わかった」「できた」と達成感を味わえる授業づくりに努める。
- ・個に応じた指導や学び合いによる指導を積極的に行うとともに、プロジェクターや実物投影機、デジタル教科書などICTを活用した授業を進める。
- ・その際、タブレット端末では「ロイロノートスクール」や「ミライシード」など授業支援クラウド(学習支援ソフト)を活用し、個々の特性や習熟の程度に応じて学習を進めたり、自分が考えたことをグループや学級内で意見・考えの交流、整理をしたりするなどして、学習が深められるようにする。

③指導と評価の一体化を図り、意図的・計画的な指導を行うこと

- ・評価規準を活用し、指導と評価を日常化する。充実した授業を展開するために、十分な計画、原則を踏まえた柔軟な指導、認め励ます評価と支援を実践する。
- ・週案には本時の目標(何ができたらよしとする)を明確にし、P-D-C-Aを実行する。
(計画、実施、確認、行動) また、児童の変容を記録し、指導に生かす。

④「読書活動」を充実させること

- ・「読書は生きていくための糧」であり、豊かな情操・心情を培うためであるという基本的認識に立って指導する。（読書をしない大人にさせない）
- ・朝読書の時間や読書月間など、読書に親しむ機会をもたせる。また、「調べる学習コンクール」に積極的に参加し、読書を通じた課題解決の方法や興味・関心をもって取り組む態度を育てる。

○生活指導

生活指導は学級経営や授業の基盤であることから特に重視する。生活指導は生活指導部を中心に、保健・特別支援教育・教育相談等を含め組織をあげて取り組み、担任を支えながら全員で悩み、考え、解決していく。【生活指導三原則：範例・徹底・継続の原則】

(1)感謝の気持ちを挨拶で伝えることができ、挨拶があふれる学校にする

挨拶は人間関係を円滑にすることや、声を出すことにより対人コミュニケーションを実現させる出発点となることから「全ての基本」と言われている。感謝の気持ちを挨拶で伝えることができる学校を目指し、挨拶が学校中に響き渡り挨拶があふれる学校にする。そのために、日頃の挨拶運動や「挨拶パワーアップ運動」など計画的・徹底的・継続的に取り組み、「先に挨拶」「元気に挨拶」など「あいてをみて、いつでも、さきに、つづけて（あいさつ）」をモットーに教職員が率先して挨拶を行い、児童の模範となるよう指導する。

(2)いじめは絶対に許さない、させないといった正義のある学級をつくる

○ささいなことでも、まずいじめを疑う感覚とセンスをもつこと。いじめによって人権や人格、生命の損なわれることがあってはならない。

- ・いじめの未然防止を図ることはもちろんのこと、早期発見に努める。特に、特徴的な言動をしてしまう児童は周囲から理解されにくいことが多いことから、早めに当該の保護者との面談を通して、周囲の児童への理解を促す方法について相談する。

また、いじめに発展する可能性を教員が察知したときは、すでにいじめに進展している場合が多いことも念頭において、速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告し対応をする。その際、今起きているいじめ行為とその前段階にあった原因は分けて考え、まずは、いじめ行為の具体的な解明とそれが許されないこと、そしてその原因となっていたことが起きないようにするための手立ての順で考えるようにする。

- ・いじめられた児童の保護者の感情に寄り添うのは当然だが、いじめをしてしまった保護者の心の中にそれを認知したくないという心情がわいてくる。そのことを踏まえたうえで、年度の初めの保護者会などで「誰もが被害者にも加害者にもなり得ること」「大切なことはその経験を苦い経験として児童本人が受け止めてリスタートすることにより、児童はより一層人格が形成されえていくこと」を伝える。

(3)不登校傾向にある児童に鈍感であってはならない

①学校に登校できない児童本人及び児童を取り巻く要因は複雑であり、保護者の思いも不安や憤りで困惑している場合が多い。放課後の毎日もしくは頻繁な電話連絡により保護者・本人を気遣い、悩みを緩和していくことが大切である。一方で、なるべく早くスクールカ

ウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家につなげていくことも必要である。

- ②不登校児童に対しては、タブレット端末を活用して、オンライン面談や学習支援ソフト等で学習ができるように配慮するなど学習を保障するための環境の構築に努める。

(4)特別な配慮を要する児童への対応を丁寧に行う

- 認知の偏りや障害があるなど特別な配慮を要する児童については、「何に困っているか」という視点に立って対応する。
- ・「人とのやり取りがうまくできない」「落ち着かず集中できない」など当該の児童が学校生活で、「何に困っているか」という視点に立って、スクールカウンセラーや特別支援教室専門員、また教育支援システム「結-EN」を活用して観察や分析を行う。
 - ・その後、特別支援教育校内委員会で情報を共有し、特別支援教育コーディネーターとともに対応を考え、保護者との面談を実施する。その際、まず、当該児童が困り感をもっていることについて説明し、当該児童に対する願いをまず共有することが重要であり、学校生活支援シート（個別指導計画）等の支援計画の作成はそこから始まる。
 - ・特別な教育課程により特別支援教室に通室する児童については、他の児童が当該児童の通室の状況を察知することも予想される。他の児童の中で当該児童に対する誤解が生じている場合は、当該の児童の保護者に対して他の児童への正しい理解を求める説明をする方法があることを提示する。保護者が同意した場合は、事前に説明原稿等を作成し、当該児童の保護者に確認をとったうえで他の児童へ説明をし、当該児童が不利益を受けないような配慮をする。

(5)「学校生活のきまり」をみんなで守る生活指導を徹底する

- ①具体的にきちんと教え、どの学年・学級も「一枚岩」となり、繰り返し指導する。そして、できたら褒める【感情で褒め、理性で淡々と叱る】。守るべき最低限のきまりは、家庭と協力して徹底を図る。
- ②発達段階に応じて「きまり」の必要性と意味を理解させ守らせる。きまりが守れなかった場合は、結果としてきまりを守れなかったことを叱るのは当然だが、そこに至ってしまった原因として「守ろうとする苦労よりも他の楽なことを優先した」という、自分に厳しくできなかったという弱さを指摘し、指導する。

○特別活動・その他

- ①一日のスタートは、一人一人の子供に声をかけながら健康観察をする【朝の会では一人一人呼名し健康状態を把握する】。「おはよう」で迎え「さようなら」で送り出すことで、児童が安定感のある毎日を過ごすことができるよう努める。
- ②特別活動の全体計画・年間指導計画をもとに、児童の主體的な活動を重視し、日々の活動の充実と向上を図る。学級活動では、より良い生活を築くための話し合い活動を充実させる。互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、合意形成に関わり役割を担うようにする。
- ・特別活動の学校目標「自分たちの手でより良い学校をつくる」ことをめあてに、運動会や音楽会、「八広まつり」等の学校行事を通して、児童が自ら考え、計画を立て、実践する指導を行い、協働する集団活動の意義や行動の仕方を身に付けさせる。

③食育指導については、全体計画に基づき、各教科等及び給食指導との関連を図りながら、望ましい食習慣や食生活を実現しようとする態度を身に付けさせる。

- ・給食指導に当たっては、たくさんの食材を調理するからこそ、一家庭では調理しにくい豊富な食材を利用した料理が食べられること、調理するにあたっては地産地消を考慮に入れていること、一週間・一月等の期間を通して栄養のバランスがとれていること、行事食や地域の食文化にも触れられることなどについて児童に認識させるとともに、だからこそあらゆる人々に感謝しなければならないことを理解させる。そのうえで、すべての学級で食品ロスを減らす努力をするとともに、給食委員会等で残菜率の傾向を分析して、必要に応じて残菜を減らす取組を実施する。
- ・「食物アレルギー」については校内研修等を実施し、教職員の食物アレルギーに関する知識・理解を深める。また、児童に対しては年度当初に、食物アレルギーのある児童が不利益を被らないよう、「アレルギー、そして食物アレルギーとは何か」について十分説明するとともに、食事をするときには食物アレルギーのある児童を気にかけてあげる学級を構築するようにする。

4 校長の姿勢

子供たちには愛情を、教職員には信頼と感謝の念をもち、ともに歩んでいく。また、保護者・PTA、地域の方々には、ともに子供の成長と幸せを願う立場から理解・協力・支援をいただき、地域の学校として信頼が得られるように努める。

そのためにも、「報告・連絡・相談」の徹底はもとより、とりわけ「事前の相談、結果の報告、経過の記録」を全教職員に求める。

非常勤教職員を含め、全教職員は本校の職員（社会人）として、特に以下の「五つの心得」をもって日々の職務遂行に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一、 誠意は「時間」と「具体的な行動」でしか示せない。一、 誰かが考えてくれるではなく、まずは自分たちで考える。（思考の受動から自律へ）一、 人を動かすためには、まず自分自身が動く。一、 素直に学ぶ姿勢をもつ。一、 凡事を徹底する。 |
|--|

※「誠意は時間でしか示せない」：完璧を求めるよりスピードが重要。特に保護者対応の基本と考える。

※「凡事」：意味は、あたりまえのこと。日常的にすべきことを確実に継続しやり遂げることによって、自分を高め他人からの信頼を得ることができる。